

## 湯沢市週休2日制工事実施要綱

令和5年3月24日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事において週休2日を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1週間 月曜日から当該月曜日以降の最初の日曜日までの期間をいう。
- (2) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (3) 現場閉所 1日を通して当該週休2日制工事に係る元請企業の現場代理人、監理技術者、主任技術者及び作業員（建設工事に直接従事しない者を除く。以下「現場代理人等」という。）が当該週休2日制工事に係る作業に従事していないことをいう。
- (4) 完全週休2日 実工期の間の1週間における全ての休日に、現場閉所をした場合をいう。
- (5) 週休2日 実工期において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる場合をいう。
- (6) 現場閉所率 実工期（別に定める期間を除く。）のうち、現場閉所をした日数の割合をいう。
- (7) 実工期 工事着手日から工事完成日（工事完成届の提出があった日）までの期間をいう。

(休日)

第3条 受注者は、休日に現場代理人等が作業に従事する場合、当該作業に従事する日（以下「休日作業日」という。）及びその日に代わる現場閉所の日を休日作業日の前日までに監督員に届け出るものとする。

2 発注者は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合において、当該行為を行った日は、休日として取り扱うものとする。

- (1) 工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応
- (2) 工事現場の安全を確認するための巡視活動
- (3) 工事現場の安全を確保するための警備活動
- (4) 作業の緊急性その他やむを得ない事由により監督職員の指示で行う作業  
(週休2日制工事の指定等)

第4条 週休2日制工事は、別に定める工事を除き、特記仕様書において、週休2日制工事である旨を明示している全ての工事を実施するものとする。

2 発注者は、週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合、週休2日制工事の指定を解除することができる。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、次の表に掲げる達成区分に応じ、工事成績評定に加点又は減点するものとする。

達成区分	現場閉所率	加点・減点数	加点又は減点の箇所
完全週休2日	28.5%以上	4点	加点は、主任監督員の評価において、審査項目「4. 工事特性」細別「I. 施工条件等への対応」の対応事項中「V. その他」で行う。
4週8休以上	28.5%以上	2点	減点は、総括監督員の評価において、審査項目「7. 法令遵守等」の表一1中「8. その他」で行うものとする。ただし、受注者の責によらない理由により、やむを得ず達成できなかった場合は、減点を行わない。
4週6休未満	21.4%未満	-5点	

(工期変更)

第6条 発注者は、週休2日の達成のみを理由とする工期の変更は行わないものとする。ただし、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、別に定める基準により受注者と協議し、工期を変更するものとする。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、別に定める積算方法により、各経費に週休2日の達成状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、週休2日制工事の実施に関して必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月24日から施行する。ただし、第5条の規定（工事成績  
評定の減点に係る部分に限る。）は、令和6年4月1日から適用する。